

令和5年度第1回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会

- 日 時 令和6年2月15日（木）午後6時30分～午後8時30分
- 場 所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 出席委員 貝沼委員，片桐委員，佐々木委員，佐藤（貴）委員，梁川委員，猫山委員
浅野委員（当日欠席であるが，事前に意見提出あり） （五十音順）
- 事務局 子育て支援部
こども育成課 宮川課長，高嶋補佐
こども事業係 中村，遠藤，澤田
- 傍聴者 0名
- 議事概要

【議事】

（1）部会長及び職務代理委員の選出

部会長に佐藤（貴）委員，職務代理委員に佐々木委員をそれぞれ選出する。

（2）会議運営のルール決定

旭川市子ども・子育て審議会と同様に，会議記録の確認者は部会長及び職務代理委員，会議記録の内容は要約的に作成し，発言者の表記方法は委員個人を特定しない表記とし，傍聴者の発言は認めないこととする。

（3）審議事項

「令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について」

※令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について」に基づき説明。

（部会長）	富山市が公設民営より民設民営に踏み切ったことについて，何かしらの理由があるのか。
（事務局）	個別に確認を取っておらず明確に回答できないが，もともと拮抗していた状態であり，地域性の問題かと推測される。 平成30年度と令和5年度の比較では，公設民営は61から62箇所へと1増，民設民営は56から68箇所へとどちらも増えている状況である。
（委員）	本市の運営委託開始時に，支援員はそのまま受託事業者に移籍することができたのか。結局全員受け入れできたのか。それとも移れなかった人もいたのか。常勤・代替等の内訳はわかるのか。
（事務局）	運営委託開始時に継続を希望した支援員350名全員が移籍した。そのうち，299名の支援員が現在も継続して働いている。
（委員）	利用実態に関して，退会者数が年々減っており，内訳では1，2年生が多いが，説明した理由以外に，何かネガティブな理由があるのか。
（事務局）	他に退会の理由としては，児童クラブに入会後に通う必要がなくなった，という理由も少なくない。
（部会長）	支援を要する児童も一定数いるのか。
（事務局）	特別支援学級に入っている児童や，今年度は医療的ケアが必要な児

(事務局)	<p>童も在籍している。内訳は用意していないが、総数は年々増えている状況。まずは児童を受け入れて、必要に応じて支援員を増やす等の対応をしているところ。</p> <p>入会要件として、身の回りのことが自分でできることとしているので障害の程度により、入会しても継続利用が厳しい場合がある。</p>
(部会長)	<p>全国的に公設民営の中核市でも同様に児童の入会要件を設けているものなのか。クラブは通わせる場所ではないと保護者が判断して、デイサービスに切り替えた保護者がいないのかが気になるところ。旭川の基準が他の中核市と同様であればそのようなものかとも思うが、時代にマッチしないものであれば、条件を変えることも検討する必要があるかもしれない。</p>
(委員)	<p>支援員には資格要件があったが、代替支援員や補助員は資格が無くてもよいのか。委託前に支援員が不足していたから代替支援員という身分を作ったのか。導入されたのはいつからか。</p>
(事務局)	<p>常勤支援員と代替支援員はどちらも放課後児童支援員認定資格が必要であり、代替支援員は常勤が休みの時などに勤務する。補助員については資格が無くても、「子育て支援員研修」を修了すれば働くことができる。</p> <p>平成27年度の子育て支援新制度導入により制度が変わり、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業という国の事業の考え方も変わった。</p>
(委員)	<p>支援員等の勤務時間はどのようになっているのか。また、支援員等の時間外手当はどれくらい付いているか。遅れて迎えに来る保護者もいるが、18時30分以降も勤務した場合はどうなのか。</p> <p>保護者の就労環境が変化していない、新型コロナウイルス流行前の1年生の入会数はどうであったか。</p> <p>長期休業時のみ利用している世帯も多いのか。それについてチェックは行っているか。</p>
(事務局)	<p>クラブ自体は月曜から土曜まで、平日については13時から18時30分のシフトが基本。保護者が閉会時刻に間に合わない等で時間外勤務をする際は、その時間を累計し振替休暇を取る運用をしている。時間外手当については、長期休業期間等で1日の勤務で8時間を超えた時間分を支給している。</p> <p>1年生の入会数は、平成27年度が1,066人、28年度が1,028人、29年度が972人、30年度が1,047人である。</p> <p>長期休業期間のみの入会はできないが、年度途中で休会・退会しているケースがあることは把握している。個別の理由、人数についてはチェックしていない。</p>
(委員)	<p>民間児童クラブの所管はどこなのか。補助金を出したり、指導をしたり、入会調整も保育園のように行っているのか。</p>
(事務局)	<p>民間児童クラブについても所管は子育て支援部である。民間児童ク</p>

(事務局)	ラブの入会事務については各事業者が実施している。
(委員)	1 箇所の児童クラブに必要な支援員等の配置数の説明があったが、委託後は委託前より数が増えているのか、横ばいなのか。補助員数はどうか。
(事務局)	<p>支援員と補助員合わせた総数は委託開始時に 350 名、今年度は 380 名である。開設クラブ箇所数の増や支援が必要な児童に対しての加配等で総数が増えている。</p> <p>また、補助員の数については令和元年度は 24 名、令和 5 年度については 35 名となっている。補助員の場合は、従事期間 2 年以上・従事時間 2,000 時間以上で、「支援員認定資格研修」を受講する要件を満たし、支援員へと移行していく場合が多い。</p>
(委員)	常勤支援員の数は児童数に比例するか。補助員は、常勤の人数に対して何人置くものか。支援が必要な児童が、そのことを理由に入会を拒まれることはあるのか。以前は市の方でそのような児童に対して加配をしていたが、そのような時のための補助員でもあるのか。
(事務局)	国の定めでは、クラブ 1 箇所当たり、最低 2 人以上の配置を求めている。運営に当たり支援員が 2 人、または支援員 1 名と補助員 1 名の組み合わせで 2 人以上の配置となる。補助員のみでは運営できない。支援が必要な児童も、それだけの理由で入会を拒むことはない。現在も支援が必要な際は、基準以上の加配をして対応している。加配は補助員の場合もあれば支援員の場合もある。
(事務局)	浅野委員に対して、事前に説明を行い、運営委託の実施内容、利用者アンケートの評価、市の財政効果から運営委託には効果があったことから、令和 7 年度以降の放課後児童クラブの運営について、委託の継続を是とするという意見を得ている。
(部会長)	令和 2 年度からの民間委託による運営において、課題はありつつも、ある一定の効果があったという評価のもとに、令和 7 年度以降においても業務委託により、放課後児童クラブを運営していきたいと事務局から説明があった。そのなかで、次期の運営を委託した際に支援員に賞与を支給した場合でも、市としての負担は少ないと説明があったが、これは次期で賞与を支給するつもりなのか、支給しても市としての負担感が少ないことを取り上げただけなのか。
(事務局)	市の会計年度任用職員は賞与が支給されているが、支援員には支給されていないという状況がある。支援員の処遇については、諮問事項 2 の「委託内容の見直し」で、これから議論をお願いする予定。賞与の支給の説明は参考としてお話しした。
(委員)	現在の委託契約の公募の際は何者くらい応募があったのか。次回の委託期間は何年とするのか。
(事務局)	次回の委託期間は現在と同様の 5 年間で検討している。現契約の応募者については、市内を 4 つのブロックに分け、ブロックごとの業務委託であったが、合計で市内外の 5 事業者から企画提案があり、結果

(事務局)	全てのブロックで評価点が最も高かったシダックス大新東ヒューマンサービス㈱（以下「シダックス」という）が受託した。
(委員)	委託を行ったことで、資料にはないデメリットや問題点は無かったのか。
(事務局)	資料の内容についてはシダックスに運営を委託した結果について説明したものだが、例えば障害がある方への環境整備や配慮についてもっと運営事業者に意見できたのかもしれない。それ以外にも行政として他にできたことがあるかという視点で見ると、まだ課題はあると考えている。
(部会長)	<p>令和7年度以降の放課後児童クラブの運営方法について、説明の内容を踏まえ、民間委託を継続する方向で進めることでよろしいか。（全委員賛成）</p> <p>今回整理した内容に基づき、次回は委託内容について審議を進めることでよろしいか。（全委員賛成）</p> <p>部会の意見としては事務局案のとおりとして、放課後児童クラブの運営方法は、民間委託継続の取扱いとし、部会の決定とする。</p> <p>本日の意見を踏まえて事務局で整理をし、回答を持ち越したものは、次回までに回答すること。</p>

【その他】

今回の審議を踏まえ、「次期放課後児童クラブの民間委託における委託内容」について事務局で整理し、3月12日（火）に審議することとして閉会した。